

日本フェンシング・アスリート会議

会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、「日本フェンシング・アスリート会議」(以下「本会」という。)と称し、欧文字表記を「Japan Fencing Athletes' Council」(略称「JFAC」)とする。

第2条 (目的)

本会は、品格あるアスリートとしてフェンシング選手の心身及び技術を向上させるとともに、選手の自治による組織運営と、選手の意見を公益社団法人日本フェンシング協会(以下「FJE」という。)の活動に反映させること、及び、FJE その他の団体との協議、交渉又は合意を行うことを目的とする。

第3条 (事務局)

本会の事務局は、FJE 内に置く。

第4条 (活動)

本会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 本会総会、本会の各種委員会、分科会を開催する。
- (2) 本会を運営・代表する委員(以下「アスリート委員」という。)を選出し、アスリート委員会を組織して、選手の意見を集約する。
- (3) アスリート委員会を通じて FJE の活動に参加する。
- (4) FJE より委嘱を受けた業務、その他これに準じた業務を遂行する。
- (5) 各種大会への参加、各種団体との相互交流を行う。

第2章 会員

第5条 (会員資格)

次に該当する事項をすべて満たしている者は、本会の会員となる。

- (1) 当該事業年度の FJE の個人登録を完了している者
- (2) 当該事業年度を含む過去4事業年度以内に FJE 主催の競技会に出場したことがある者

第6条 (謹慎・除名処分)

以下に定める行為を行った会員は、アスリート委員会において付議し、一定期間の謹慎又は

除名処分にすることができる。

- (1) 法令又は本会則に違反する行為
- (2) 他の会員に対し誹謗中傷、名誉を毀損する行為
- (3) 風紀を害し、秩序を乱す行為
- (4) 徒らに紛争を起こし、第2条の目的を阻害するおそれのある行為
- (5) その他、選手としての本分をわきまえず、本会の健全な活動を阻害する行為

第3章 組織

第7条 (総会)

1. 本会の総会は、会員全員により組織される。
2. 総会における決議事項は、委任を含めた出席者の過半数をもって可決とする。
3. アスリート委員会の会長は、必要に応じて総会を招集し、開催することができる。

第8条 (アスリート委員)

1. アスリート委員は、アスリート委員会を構成し、本会を運営する。
2. アスリート委員は、5名以上12名以内とする。
3. アスリート委員は、別途定める選挙規程に従い、本会の会員によって選挙される。
4. アスリート委員の任期は、2年間とする。

第9条 (アスリート委員会)

1. アスリート委員は、アスリート委員会を組織し、本会の意思決定機関とする。
2. アスリート委員会は、次の職務を行う。
 - (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) アスリート委員会の役員の業務の執行の監督
 - (3) アスリート委員会の役員の選定及び解職

第10条 (招集)

1. アスリート委員会は、会長が招集する。
2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がアスリート委員会を招集する。

第11条 (アスリート委員の解任)

アスリート委員は、本会の総会の決議によって解任することができる。

第12条 (報酬)

アスリート委員は、無報酬とする。

第13条 (役員)

アスリート委員会には次の役員を置く。なお、副会長と運営委員は兼任することができる。

- (1) 会長（委員代表） 1名
- (2) 副会長（代表補佐） 3名
- (3) 運営委員 3名以上5名以内

第14条（役員の仕事）

1. 役員は、以下の業務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその業務を代行する。
- (3) 運営委員は、本会の業務を分担して執行する。

2. 役員は、半年に1回以上、自己の職務の執行の状況をアスリート委員会に報告しなければならない。

第4章 その他

第15条（会計）

本会の会計については、別途会計規則を定める。

第16条（会則の改定）

本会則の改定は、アスリート委員会によって提案され、総会において承認を得るものとする。